

# 第2ラウンド公募における 事業者選定の総括等

2024年6月21日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

# 第2ラウンド公募の選定等の経緯

- 2022年12月28日
  - 「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市・潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」における公募占用指針に基づき、各海域における事業者公募を実施。
- 2023年6月30日
  - 公募締切。結果、秋田県八峰町・能代市沖は3者、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖は3者、新潟県村上市・胎内市沖は4者、長崎県西海市江島沖は2者から公募占用計画の提出あり。
- 2023年9月12日～11月29日
  - 計25回開催した第三者委員会では、公募参加者と利害関係のない財務・法務・エネルギー・海洋構造物等の学識経験者・専門家により、計画に対する評価について議論（第三者委員会では、公募参加者との間で、質問・回答のやり取りに加え、ヒアリングを実施。）。地域共生等に関する評価については、各県知事から意見聴取した上で、その意見を最大限に尊重して、第三者委員会で議論。
- 2023年12月13日
  - 秋田県八峰町・能代市沖を除く3海域における選定事業者を公表（秋田県八峰町・能代市沖と秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖については、評価点が1位の公募占用計画間で港湾の利用重複が生じていたため、公募占用指針に基づき、秋田県八峰町・能代市沖で評価が最も高かった者に対して、計画の再提出を通知。）。
- 2024年2月16日～3月8日
  - 再提出された秋田県八峰町・能代市沖の計画に関する評価を行うため、第三者委員会を4回開催。
- 2024年3月22日
  - 秋田県八峰町・能代市沖における選定事業者を公表。4海域における公募参加者名（非選定事業者を含む。）、「事業実現性評価点」のより詳細な点数内訳及び講評を公表。
- 2024年3月25日～4月3日
  - 全公募参加者から、公募占用指針に基づき、選定又は非選定とされた理由に関する説明の要求があり、国から、その理由等を回答（5月30日）。

※本公募について、落札制限の対象となる公募参加者はいなかった。

## 第2ラウンド公募評価制度の主なポイント

1. 第2ラウンド公募では、ロシアによるウクライナ侵攻により生じた、エネルギー安全保障に関する環境変化等を踏まえ、洋上WG合同会議において評価制度の見直しを実施。

その際、特に以下5点を重視して見直し等を行い、第2ラウンド公募を実施した。

- ① 2030年エネルギーミックスの実現
- ② 国民負担の抑制
- ③ 電力安定供給
- ④ 黎明期にあることを踏まえた多様な事業者への参入機会創出
- ⑤ 地域や漁業との共存共栄

2. 上記5つのポイントを踏まえ、実際に見直した内容は以下のとおり。

政策的に重視すべきポイント	対応する主な見直し事項等
● 2030年エネルギーミックスの実現	● <u>事業計画の実現性を十分に考慮し、運転開始日の迅速性</u> を評価
● 国民負担の抑制	● 第1ラウンド公募に引き続き、 <u>供給価格の低さを高く評価する算出式</u> ● FIP制度導入に伴い、市場価格よりも十分に低い供給価格については、一律供給価格点を満点とする方式を導入（ゼロプレミアム水準）
● 電力安定供給	● 電力安定供給に直結する <u>サプライチェーンの強靱性</u> 等について、 <u>重きをおいて評価</u> （第1ラウンド公募に比して配点を拡大）
● 地域や漁業との共存共栄	● 知事による国への意見提出の際、 <u>知事は関係市町村、漁業関係者等に対して意見照会を実施</u>
● 多様な事業者への参入機会創出	● <u>同一の公募参加者が落札できる海域について上限を設定</u>

## 第2ラウンド公募の評価制度に関する総括の方向性

1. 前頁の内容を踏まえ、第2ラウンド公募について、以下の事項を中心に振り返りを行いたい。
2. 加えて、前回の洋上WG合同会議における委員の御指摘を踏まえ、公募参加者に対する意見聴取を実施し、その結果を次回以降の洋上WG合同会議において御報告したい。

### <ポイント>

1. 政策的に重視すべきポイント（前頁の5項目）を実現できる計画を提出した事業者が選定されたか。例えば、
  - 1) 実現性が乏しいものの、運転開始日が早期であるような提案が高く評価されることはなかったか
  - 2) ゼロプレミアム水準による入札について、資金収支計画はどのように評価されたか 等
2. 地元関係者への意見照会を経て作成された知事評価意見は、選定結果にどのように反映されたか
3. 公募参加事業者間で評価点に差異が生じなかった評価項目はなかったか
4. 近傍の複数の促進区域において同時に公募を実施する場合の基地港湾の利用ルールがどのように適用されたのか

# 1.1) 実現性が乏しいものの、運転開始日が早期であるような提案が高く評価されることはなかったか

公募占用指針では、迅速性評価点について、以下の式で算出することとしている。

$$\text{迅速性評価点} = \text{基礎点} \text{ (下記の表のとおり、運転開始時期に応じて定められた評価点)} \\ \times \text{「事業計画の基盤面」と「事業計画の実行面」の評価点比率} \text{ (配点40点に対する比率)}$$

※ ただし、「事業計画の基盤面」及び「事業計画の実行面」の合計点が20点に満たない場合、迅速性評価点は0点とする。

## 運転開始日ごとに設定される基礎点

「秋田県八峰町及び能代沖」  
「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市」

運転開始時期	基礎点
- R09.6.30	20点
R09.7.1 - R10.6.30	16点
R10.7.1 - R11.6.30	12点
R11.7.1 - R12.6.30	8点
R12.7.1 - R13.3.31	4点
R13.4.1 -	0点

「新潟県村上市及び胎内市沖」

運転開始時期	基礎点
- R11.6.30	20点
R11.7.1 - R12.6.30	13.33点
R12.7.1 - R13.3.31	6.67点
R13.4.1 -	0点

「長崎県西海市江島沖」

運転開始時期	基礎点
- R10.8.31	20点
R10.9.1 - R11.8.31	15点
R11.9.1 - R12.8.31	10点
R12.9.1 - R13.3.31	5点
R13.4.1 -	0点

**赤字**：各項目で最も点数が高い事業者の得点 **オレンジ枠**：選定事業者

秋田県八峰町・能代市沖	合同会社八峰能代沖洋上風力	八峰・能代 Offshore Green Energy コンソーシアム	八峰・能代洋上風力発電 コンソーシアム
基礎点【A】	<b>12点</b>	4点	8点
事業計画の基盤面・実行面の得点（40点満点）【B】	<b>31.25点 (78.1%)</b>	25点 (62.5%)	28.75点 (71.9%)
迅速性評価点【A×B/40】	<b>9.375点</b>	2.5点	5.75点

秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	男鹿・潟上・秋田Offshore Green Energyコンソーシアム	コスモエコパワー株式会社を代表とするコンソーシアム	男鹿潟上秋田洋上風力合同会社
基礎点【A】	<b>16点</b>	4点	8点
事業計画の基盤面・実行面の得点（40点満点）【B】	<b>35点 (87.5%)</b>	28.75点 (71.9%)	20点 (50.0%)
迅速性評価点【A×B/40】	<b>14点</b>	2.875点	4点

4点差  
1.125点差

新潟県村上市・胎内市沖	村上胎内洋上風力 コンソーシアム	村上市・胎内市沖洋上風力発電コンソーシアム	新潟オフショアエナジー コンソーシアム	インベナジー・ウインド 合同会社
基礎点【A】	<b>20点</b>	13.33点	20点	6.67点
事業計画の基盤面・実行面の得点（40点満点）【B】	<b>40点 (100.0%)</b>	33.75点 (84.4%)	30点 (75.0%)	13.75点 (34.4%)
迅速性評価点【A×B/40】	<b>20点</b>	11.25点	15点	0点

6.67点差  
3.75点差

長崎県西海市江島沖	みらいのしまコンソーシアム	合同会社西海江島沖洋上風力
基礎点【A】	15点	10点
事業計画の基盤面・実行面の得点（40点満点）【B】	20点 (50.0%)	30点 (75.0%)
迅速性評価点【A×B/40】	7.5点	7.5点

5点差  
0点差

※事業計画の基盤面・実行面が20点未満であるため

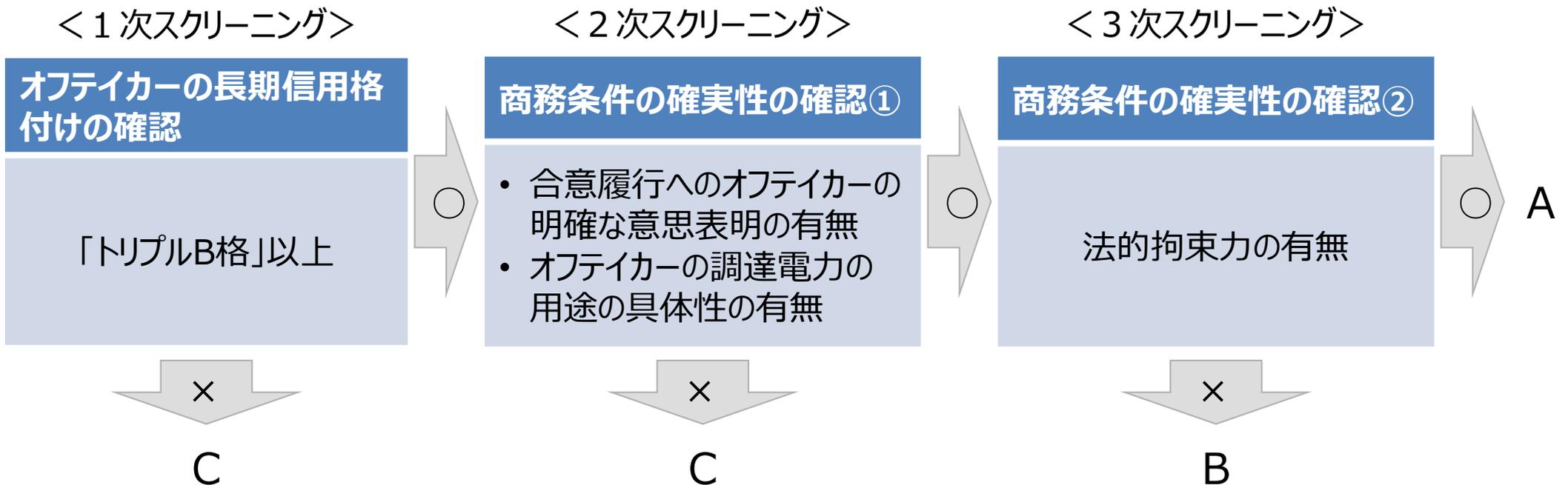
## 1.1) 実現性が乏しいものの、運転開始日が早期であるような提案が高く評価されることはなかったか

1. 4 海域全てにおいて、選定事業者は最も運転開始時期が早かった。その中でも、秋田県八峰町・能代市沖、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、新潟県村上市・胎内市沖の 3 海域の選定事業者は、事業計画の基盤面・実行面の合計点も最も高かった。このため、最も高い迅速性評価点を得ている。
2. 一方、長崎県西海市江島沖における選定事業者は、事業計画の基盤面・実行面の得点が、非選定事業者より低かったものの、全項目「ミドルランナー」であった場合の合計点である20点を獲得している。これは、全項目「最低限必要なレベル」であった場合の合計点である0点よりも十分に高い評価点である。
3. また、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西海市江島沖の3海域においては、基礎点は高かったものの、「事業計画の基盤面」「事業計画の実行面」の得点比率が低かったことにより、迅速性評価点に関する次点との差が、縮小ないしゼロになった例あり。

## 1.2) ゼロプレミアム水準による入札について、資金収支計画はどのように評価されたのか

1. 公募に参加した全12事業者の内9事業者は、国民の賦課金負担が生じない蓋然性が高い供給価格（ゼロプレミアム水準（3円/kWh））で入札。
2. ゼロプレミアム水準で入札した事業者は、基本的には相対取引で売電し、売電収入を確保する計画。
3. 第三者委員会では、相対取引による収支計画の評価に当たって、まずは事業者が取引を計画する各オフテイクーとの合意について、主に、①オフテイクーの長期信用格付け、②オフテイクーとの合意文書に記載の価格等の商務条件に関する確実性（法的拘束力の有無、明確な意思表示の有無、オフテイクーの調達電力の用途の具体性等）の2つの観点から、合意履行の確実性が高い順にA・B・Cの3つに分類した。

### 各オフテイクーとの合意の分類方法イメージ



## 1.2) ゼロプレミアム水準による入札について、資金収支計画はどのように評価されたのか

1. Aランク及びBランクのオフテイクとの合意については、履行される確実性の高いものとして捉え、該当するオフテイクの買取量が、総発電量を超えるかについて確認（大部分の公募参加者の計画において総発電量を上回っていた。）。加えて、

①信用格付が下がった際の銀行保証状の差入要求や、中途違約金の設定等の契約上の工夫等により合意履行の確実性が確保されているか

②オフテイクの契約不履行・倒産時に代わりに電力買取を行う者の確保等の具体的なバックアッププランはあるか

等の観点から各公募参加者の計画の実現可能性について評価を行った。

(4 海域の全公募参加者で延べ149者のオフテイクのうち、Aランク及びBランクのオフテイクは68者)

2. その結果、相対取引による売電を計画する全ての公募参加者は、「資金・収支計画」項目の「最低限必要なレベル」基準は満たしていたものの、相対的に評価を行う、「優れている」基準においては、上記②の観点から評価に差がついた。

### 総発電量に対するAランク及びBランクのオフテイクによる買取量の割合 (各海域における公募参加者の平均)

【秋田県八峰町及び能代市沖】  
3社平均 Aランク+Bランク：約180%

【新潟県村上市及び胎内市沖】  
4社平均 Aランク+Bランク：約120%

【秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖】  
3社平均 Aランク+Bランク：約180%

【長崎県西海市江島沖】  
2社平均 Aランク+Bランク：約110%

# (参考) 資金・収支計画 (10点満点) の評価項目

赤下線部分：オフテーカーの契約不履行・撤退リスクに係る評価基準

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	○「優れている」と評価されるもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったりリスクの特定・分析も含め、コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており、長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保され、事業継続の確実性が高い計画であると評価されるもの。
優れている (7.5点)	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①～②いずれも満たすもの。 ①公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。 ②プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先もしくは財務やテクニカルアドバイザー等の専門家との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。
ミドルランナー (5点)	○「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。
良好 (2.5点)	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の①～②いずれも満たすもの。 ①公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、すべてのケースでLLCR（ $LLCR = \Sigma(\text{元利金支払前キャッシュフローの現在価値}) / \text{借入元本}$ ）が1.0以上のもの。 ②プロジェクトファイナンス以外による資金調達の場合、ファイナンスを行う主体が、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付がA – またはA 3以上の金融機関から当該資金調達額のLOIを取得しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	①主な事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠（見積もり又は過去の実績等）が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、ダンピングの疑いがないもの。 ②必要な資本金額の調達方法に実現性がない等不適切ではないもの。 ③事業収入について、 <u>発電量予測や需給調整に伴う費用、基準価格、オフテーカー情報や相対取引契約内容、卸市場価格見通し等を考慮したものであること。</u> 公募占用指針で示す関連のリスクシナリオについて、検討内容や対応が具体的に記載されていること。 ④当該洋上風力発電事業に伴う収入によって事業終了年度までに累損解消ができる計画であるもの。 ⑤撤去費用が適切に確保されているもの（撤去期限までに必要額の積立が計画されているもの） 《①～⑤のいずれも満たす必要》
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

# (参考) リスクシナリオ

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分		リスクシナリオの概要	
資金・収支計画	運転開始までの追加資金調達の発生 資金調達		<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融市場の変化等により、資金調達が当初想定していた通りに進まず開発資金が不足するリスク。</li> <li>・工期遅延等により開発・建設費用が増加（コストオーバーラン）し、当初想定していた資金に加え追加の資金調達が必要になるリスク。</li> </ul>	
	運転開始以降のキャッシュフロー 収入減少	風況変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風況の悪化により、想定発電量が減少するリスク</li> <li>【感度分析】風況が超過確率P90の場合の発電電力量となる場合</li> </ul>	
		故障や事故による稼働率低迷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障や事故の増加によって補修作業等が増大し、稼働率が低迷することで想定発電量が減少するリスク</li> </ul>	
		出力抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力需給バランスの変化により発電量が需要量を上回り、出力抑制が発生し、想定発電量が減少するリスク</li> </ul>	
		卸市場価格低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸市場価格が低下した場合のリスク（卸市場価格に連動するPPA契約下での売電についても該当）</li> </ul>	
		<u>オフテイクの契約不履行・倒産</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>相対取引の需要家の財務状況悪化等により、相対取引契約の不履行が発生するリスク（未払発生のみならず、売電単価の値下げ要求等契約内容の変更リスクも含む）</u></li> </ul>	
		費用増加	金利変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景気や金融政策を受け、金利水準が上昇するリスク</li> </ul>
			インバランス負担変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（F I P制度の下で）インバランス負担が増大するリスク</li> </ul>
			故障や事故による費用増大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障や事故の増加によって補修作業等が増大し、維持管理費用が増大するリスク</li> <li>【感度分析】事業期間を通じて維持管理費用が10%増大する場合</li> </ul>
			物価・人件費高騰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料価格や人件費の高騰や為替変動により調達コスト水準が上昇し、維持管理費用が増大するリスク</li> </ul>
保険料上昇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の発生等により保険料支払いが増大するリスク</li> <li>【感度分析】事業期間を通じて保険料支払いが15%増大する場合</li> </ul>			

## 2. 地元関係者への意見照会を経て作成された知事評価意見は、選定結果にどのように反映されたか

1. 選定事業者は、都道府県知事の評価意見が反映される項目について獲得した得点の多寡によらず、協議会の意見とりまとめを踏まえて事業実施を行うことが前提となっている。
2. その上で、長崎県西海市江島沖を除く3 海域については、選定事業者が各知事から最高の評価点を得ている。
3. なお、第2ラウンド公募においては、第三者委員会にて、合理的な理由を欠くと評価された県知事意見はなかったため、4 海域すべてにおいて、「関係行政機関の長等との調整能力」「周辺航路、漁業等との協調・共生」「地域経済波及効果」の3項目の評価について、知事意見を最大限尊重した。（得点詳細は次頁）
4. 各県は、知事意見の提出に当たって、以下の留意事項を踏まえ、公募の公平性・公正性を担保した形で、関係市町村、漁業関係者等に対して意見照会を実施し、知事意見を提出した。

【参考】関係市町村、漁業関係者等への意見照会時の留意事項（公募占用指針第7章（3）2）抜粋）

都道府県知事意見の提出に当たっては、都道府県は以下の点に留意し、関係市町村や漁業関係者等に対して意見照会を行うことができる。

＜意見照会時の留意点＞

- 都道府県知事が意見照会を行う関係市町村や漁業関係者等については、意見を代表する者（例えば、市町村長や組合長。複数名となることも可。）を決定し、当該者から公募占用計画の情報に関する守秘義務宣誓書等（国が指定）を提出してもらった上で照会を行うこと。
- 照会の際には、公募の公平性・公正性を阻害しない方法で実施すること。（例えば、特定の場所・特定の時間において計画内容を確認いただき、その場で回答をいただく（自治体の判断により非公開の委員会形式も可）等）
- 当該海域の特定の公募参加者の公募占用計画作成に直接関わっている者や利害関係者（資本関係、人的関係があることを認識している者）など、公平性の観点から意見照会に不適当な者は照会対象にはしないこと。
- 国から都道府県に指定する資料（事業者名が特定されないよう編集したもの）を用いて照会を行うこと。
- 都道府県は、知事意見提出時に意見照会先及び守秘義務宣誓書等についても国に提出すること。

**赤字**：各項目で最も点数が高い事業者の得点、**オレンジ枠**：選定事業者

秋田県八峰町・能代市沖	合同会社八峰能代沖洋上風力	八峰・能代 Offshore Green Energy コンソーシアム	八峰・能代洋上風力発電 コンソーシアム
関係行政機関の長等との調整能力	10点 (トップランナー)	7.5点 (優れている)	7.5点 (優れている)
周辺航路、漁業等との協調・共生	7.5点 (優れている)	7.5点 (優れている)	7.5点 (優れている)
地域経済波及効果	10点 (トップランナー)	10点 (トップランナー)	5点 (ミドルランナー)
3項目合計	27.5点	25点	20点

秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	男鹿・潟上・秋田Offshore Green Energyコンソーシアム	コスモエコパワー株式会社を代表とするコンソーシアム	男鹿潟上秋田洋上風力合同会社
関係行政機関の長等との調整能力	7.5点 (優れている)	10点 (トップランナー)	7.5点 (優れている)
周辺航路、漁業等との協調・共生	7.5点 (優れている)	7.5点 (優れている)	7.5点 (優れている)
地域経済波及効果	10点 (トップランナー)	5点 (ミドルランナー)	5点 (ミドルランナー)
3項目合計	25点	22.5点	20点

新潟県村上市・胎内市沖	村上胎内洋上風力 コンソーシアム	村上市・胎内市沖洋上風力発電コンソーシアム	新潟オフショアエナジー コンソーシアム	インベナジー・ウインド 合同会社
関係行政機関の長等との調整能力	5点 (ミドルランナー)	7.5点 (優れている)	5点 (ミドルランナー)	5点 (ミドルランナー)
周辺航路、漁業等との協調・共生	5点 (ミドルランナー)	5点 (ミドルランナー)	5点 (ミドルランナー)	2.5点 (良好)
地域経済波及効果	7.5点 (優れている)	2.5点 (良好)	5点 (ミドルランナー)	5点 (ミドルランナー)
3項目合計	17.5点	15点	15点	12.5点

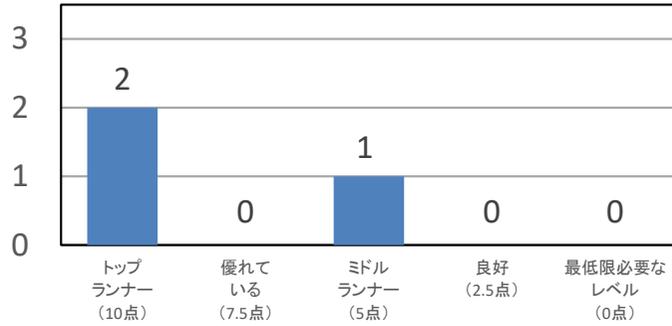
長崎県西海市江島沖	みらいえのしまコンソーシアム	合同会社西海江島沖洋上風力
関係行政機関の長等との調整能力	7.5点 (優れている)	7.5点 (優れている)
周辺航路、漁業等との協調・共生	7.5点 (優れている)	10点 (トップランナー)
地域経済波及効果	7.5点 (優れている)	10点 (トップランナー)
3項目合計	22.5点	27.5点

### 3. 公募参加事業者間で評価点に差異が生じなかった評価項目はなかったか

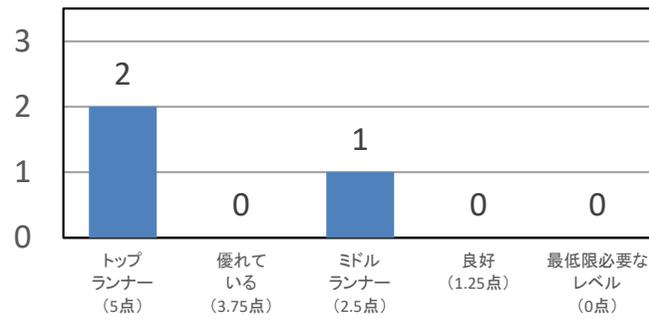
1. 第2ラウンド公募における各評価項目の評価結果分布はP14～P17のとおり。
2. 第2ラウンド公募では、評価基準をより明確にしたことにより、大部分の計画は、各評価項目について、絶対評価となる「ミドルランナー」基準までは満たしていた。他方、相対評価を行う「優れている」「トップランナー」については評価に差がつき、結果、「ミドルランナー」「優れている」「トップランナー」の3区分で評価結果が分散する傾向にあった。特に、3者以上の応募があった3海域については、知事意見を最大限尊重する項目を除く全ての評価項目において、全事業者が同じ評価結果になることはなかった。

# (参考) 秋田県八峰町・能代市沖における評価結果分布

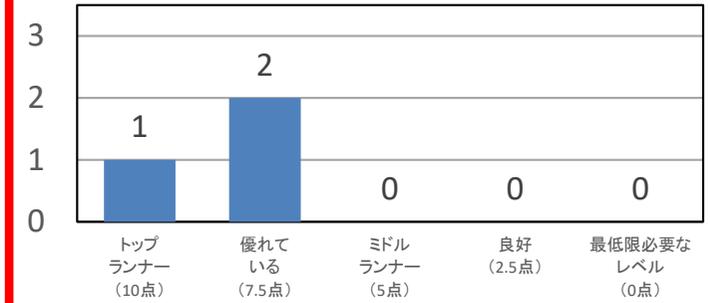
事業実施体制・実績



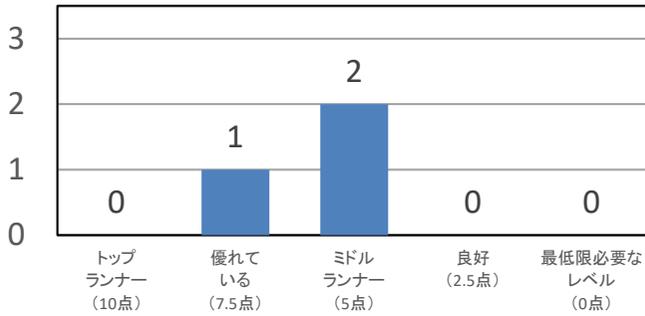
運転開始以降の事業計画



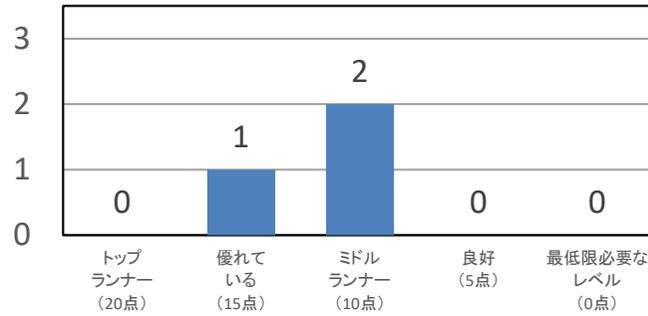
関係行政機関の長等との調整能力



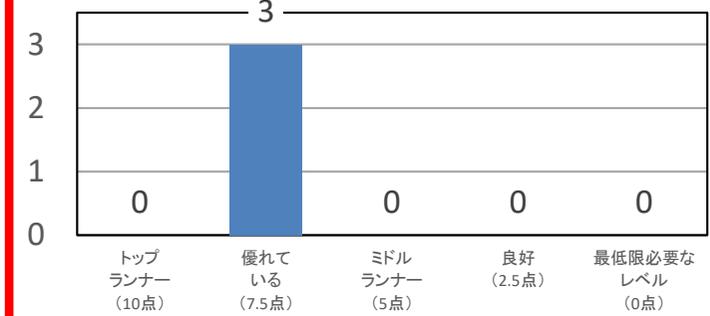
資金・収支計画



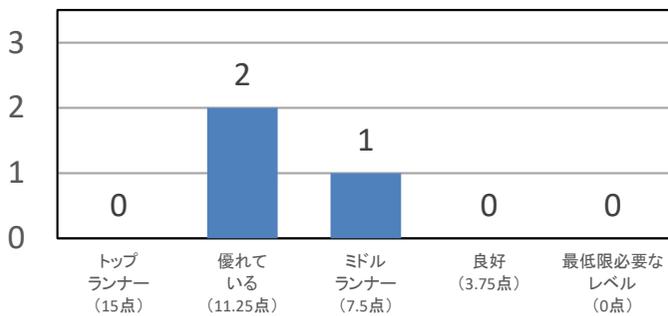
電力安定供給



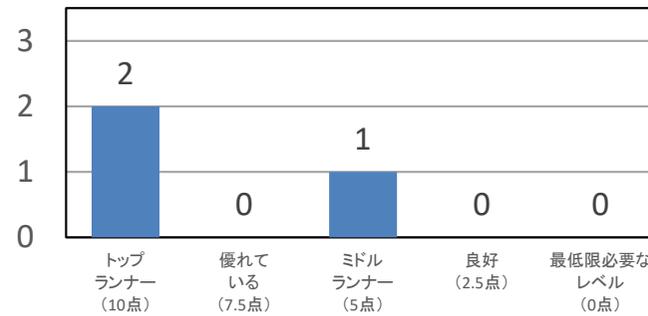
周辺航路、漁業等との協調・共生



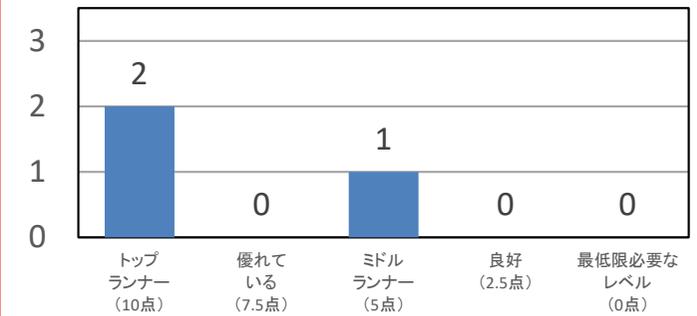
運転開始までの事業計画



国内経済波及効果



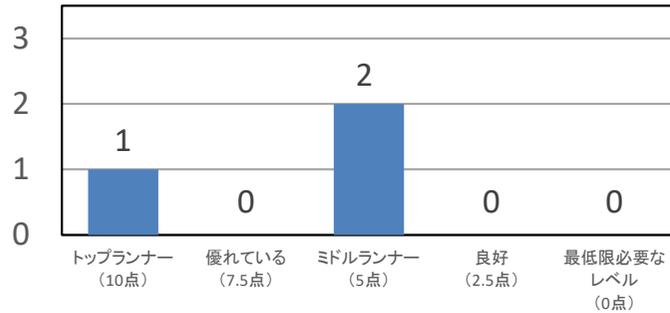
地域経済波及効果



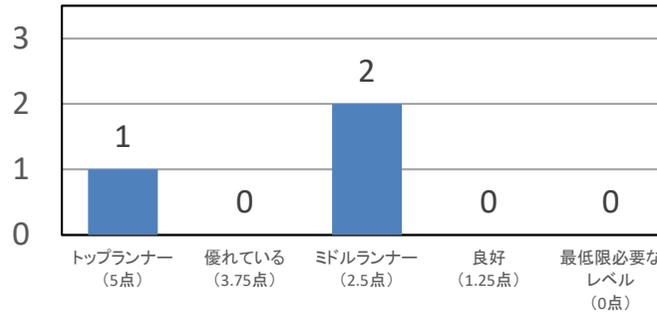
     ……知事意見を尊重した評価項目

# (参考) 秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖における評価結果分布

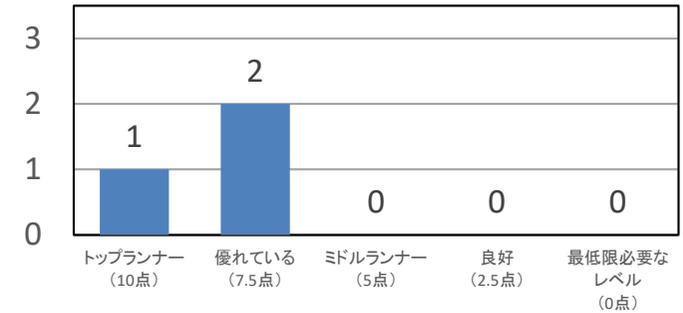
事業実施体制・実績



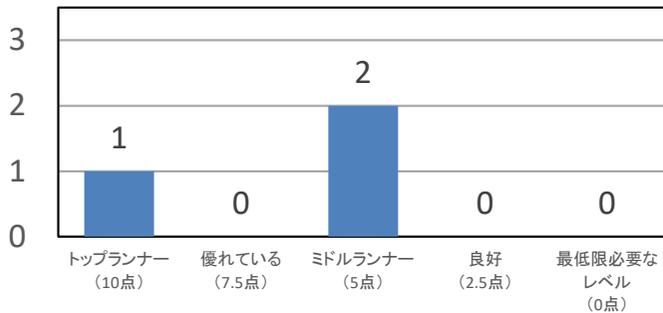
運転開始以降の事業計画



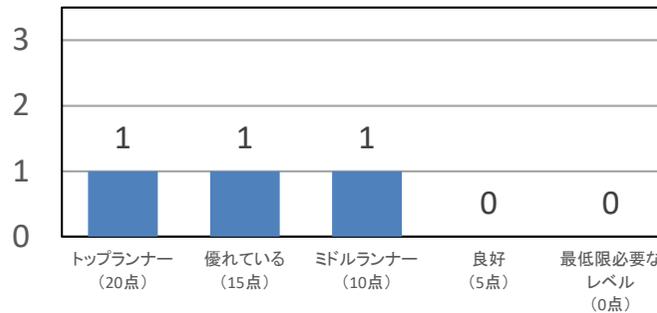
関係行政機関の長等との調整能力



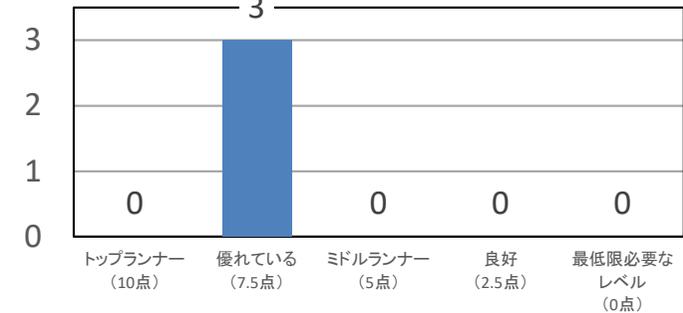
資金・収支計画



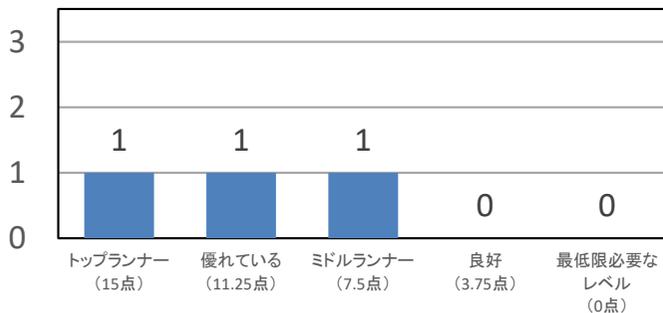
電力安定供給



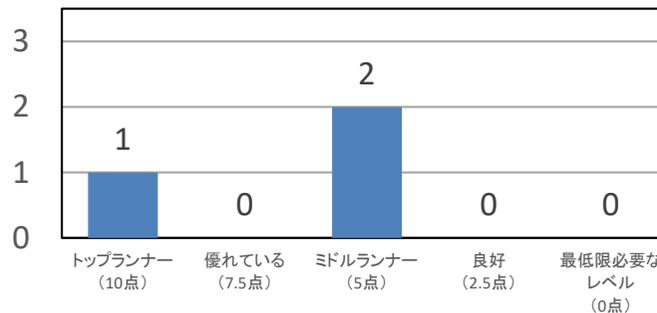
周辺航路、漁業等との協調・共生



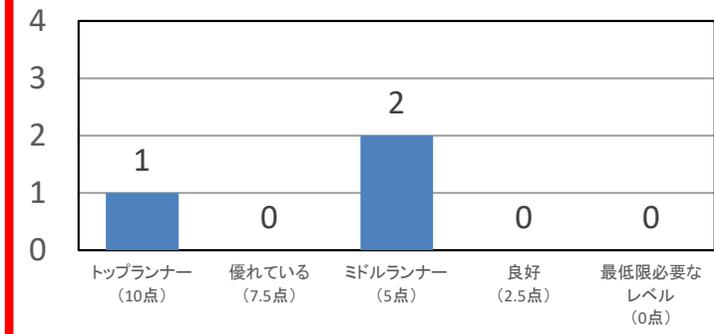
運転開始までの事業計画



国内経済波及効果



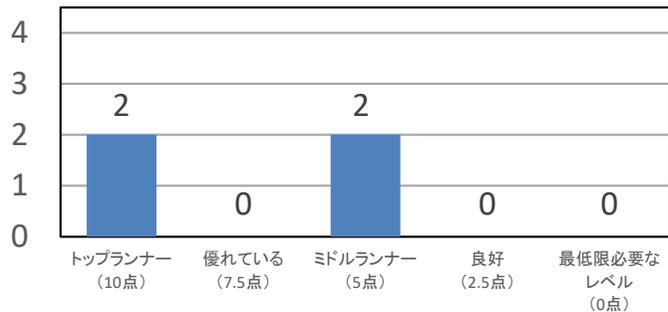
地域経済波及効果



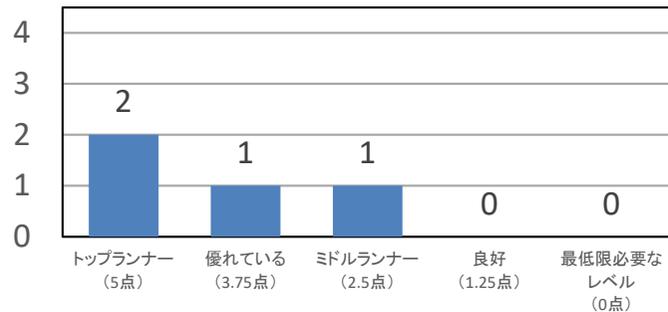
     ……知事意見を尊重した評価項目

# (参考) 新潟県村上市・胎内市沖における評価結果分布

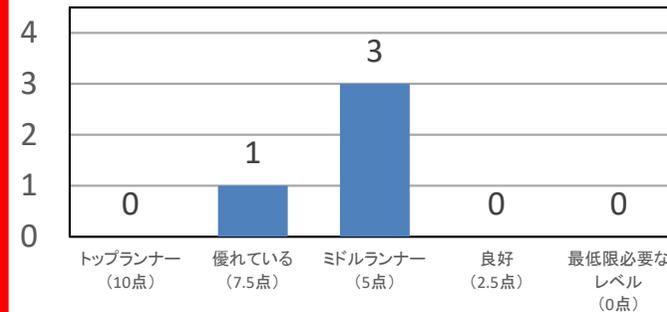
事業実施体制・実績



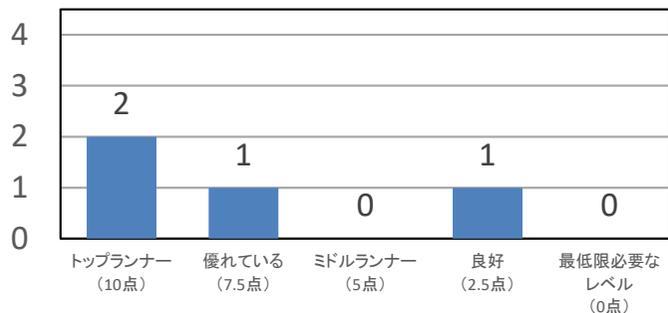
運転開始以降の事業計画



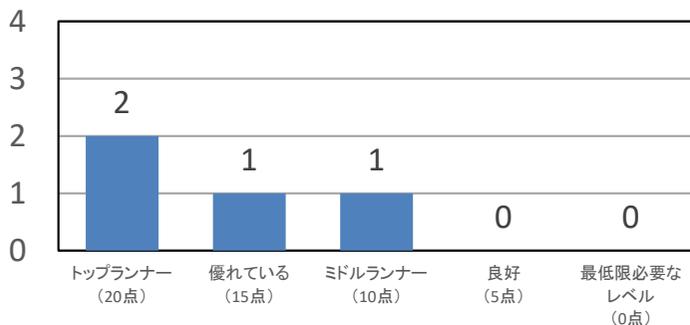
関係行政機関の長等との調整能力



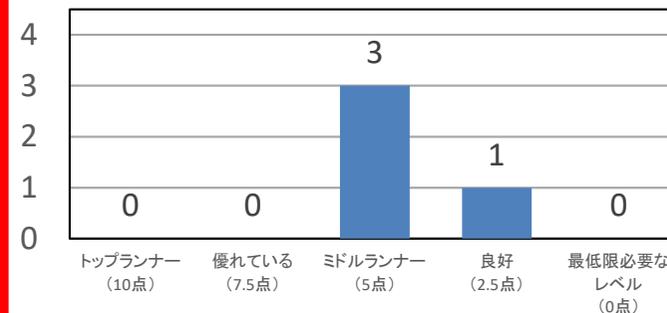
資金・収支計画



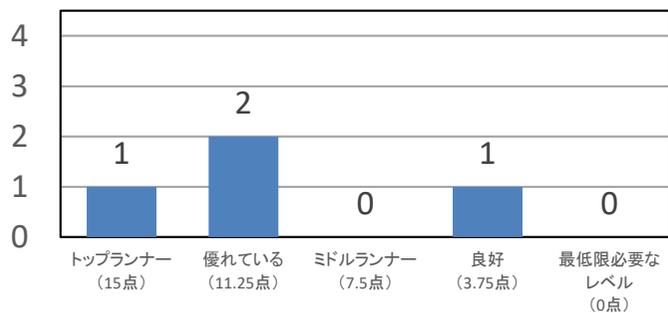
電力安定供給



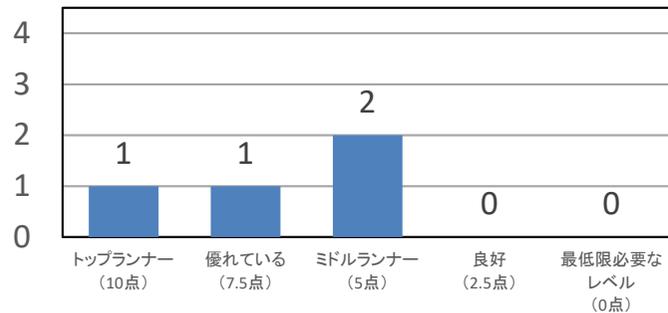
周辺航路、漁業等との協調・共生



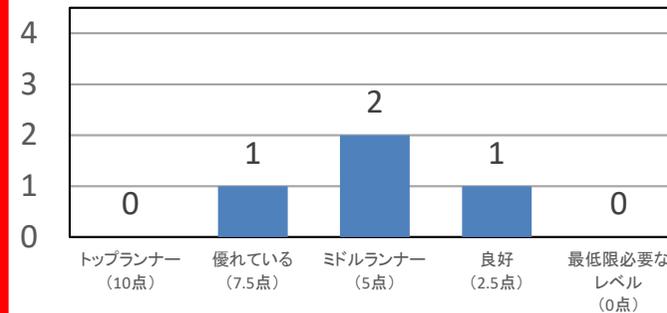
運転開始までの事業計画



国内経済波及効果



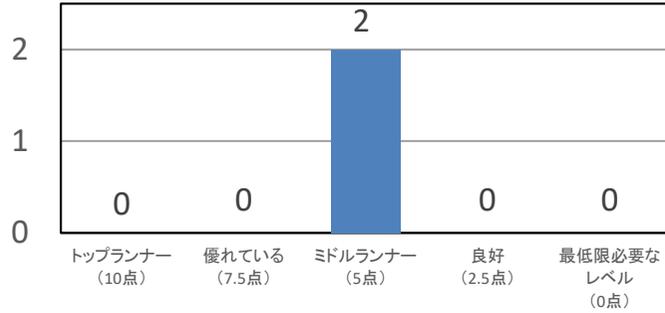
地域経済波及効果



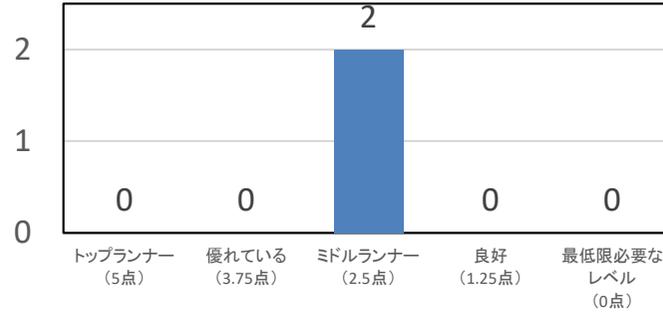
     ……知事意見を尊重した評価項目

# (参考) 長崎県西海市江島沖における評価結果分布

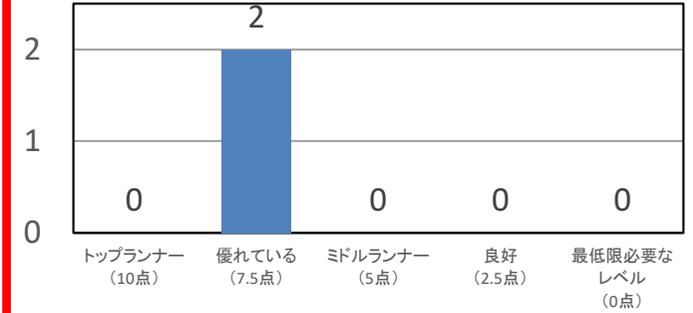
事業実施体制・実績



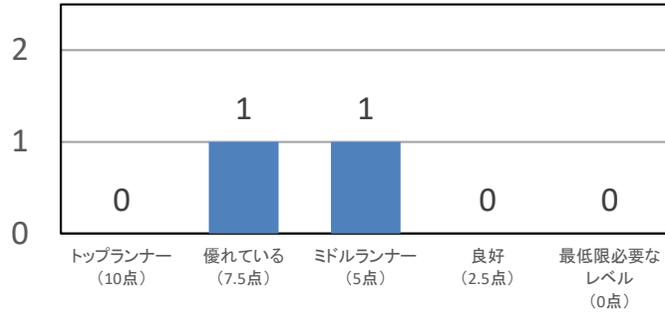
運転開始以降の事業計画



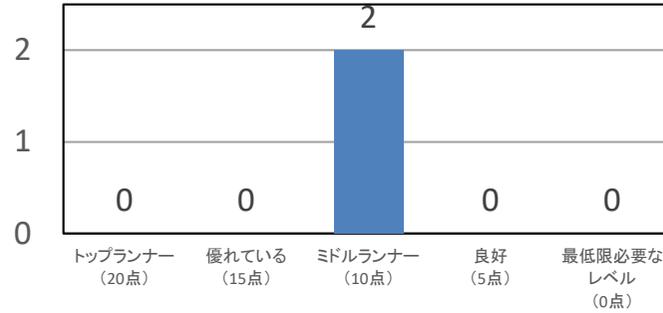
関係行政機関の長等との調整能力



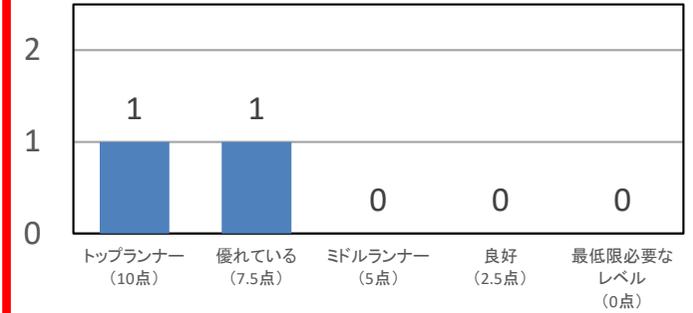
資金・収支計画



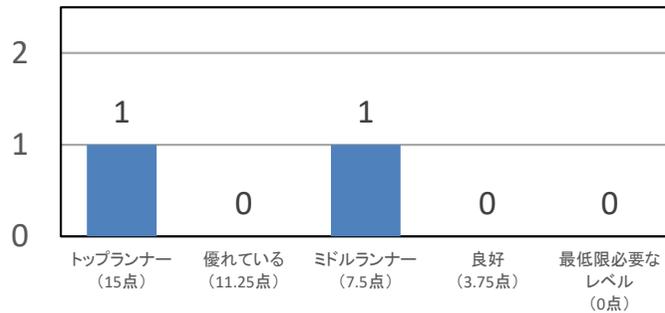
電力安定供給



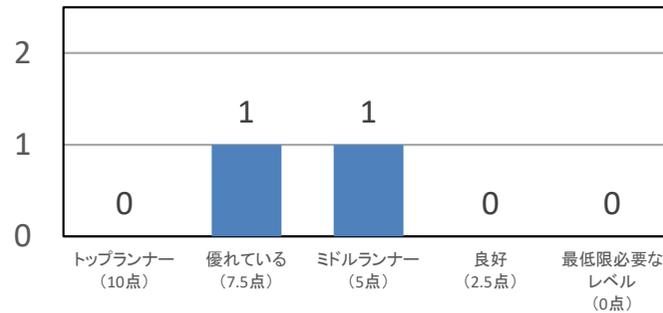
周辺航路、漁業等との協調・共生



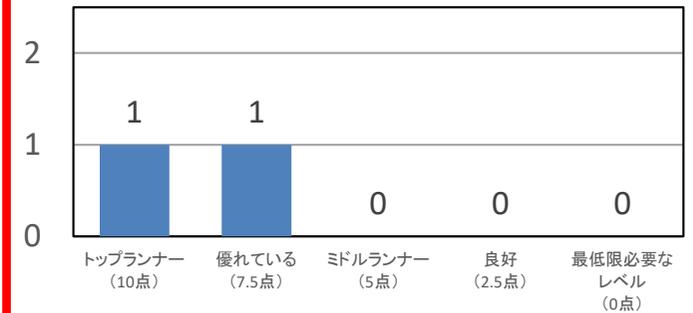
運転開始までの事業計画



国内経済波及効果



地域経済波及効果

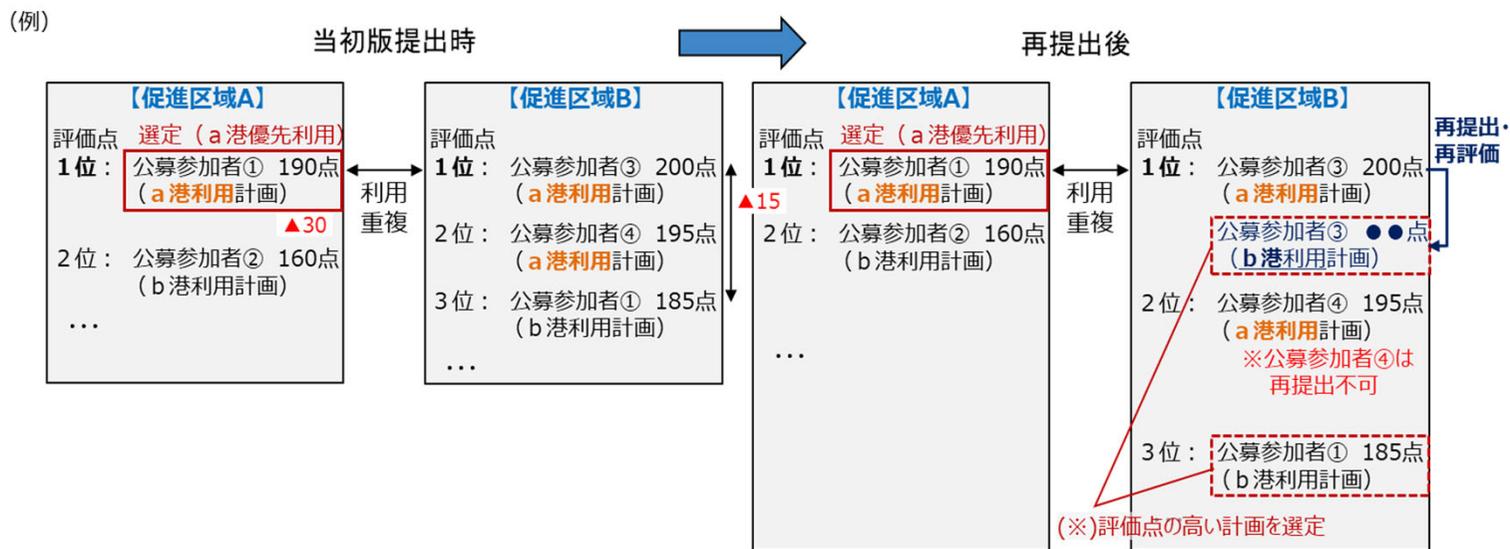


...知事意見を尊重した評価項目

## 4. 近傍の複数の促進区域において同時に公募を実施する場合の基地港湾の利用ルールがどのように適用されたのか

- 第2ラウンド公募前の本合同会議の議論の結果、秋田2海域の基地港湾の利用について以下のとおり定めた。
  - 秋田2海域については、能代港及び秋田港のいずれかを選択可能とする。
  - 「評価点1位の計画」と「利用重複しない次点の計画」との点差に着目し、当該点差の大きな区域の評価点1位の公募参加者に、利用重複した基地港湾を利用させることとする。
  - 利用重複した基地港湾を利用できない一方の促進区域において、利用重複を避けた公募占用計画の選定を行うため、当該区域で1位であった公募参加者に公募占用計画の再提出をさせることとし、その再提出があった公募占用計画を再評価し、利用重複していない基地港湾を利用予定の次点の公募参加者の計画と比較し評価点の高い計画を選定する。
- 公募において、利用可能時期が早い秋田港の利用重複が生じた。次点との差が大きい男鹿市・潟上市・秋田市沖の1位の事業者を秋田港を利用する計画で選定した(2023年12月)。八峰町・能代市沖の1位の事業者から再提出された計画について第三者委員会の評価等を経て引き続き当該者の計画を最も高く評価し、選定した(2024年3月)。再提出された計画は港湾利用に関する内容が変更されていたものの、結果として、再提出前の評価から変更はなかった。
- なお、八峰町・能代市沖の選定事業者から再提出された計画は基地港湾以外の港湾も利用する計画となった。

【参考】利用重複時の事業者選定ルールの概要（第17回合同会議（2022年10月28日）資料1より抜粋）



# 公募参加者への意見聴取について

前回の洋上WG合同会議で御指摘のあった公募参加者への意見聴取については、以下の内容を中心に聴取することとしたい。

## 意見聴取事項（案）

- 第2ラウンドから重きを置いて評価を実施することとした運転開始時期の迅速性について、運転開始時期ごとに配点を設定する基礎点の考え方を含め、評価基準に対する意見はあるか。
- 風車価格をはじめとする建設コスト等の上昇が見られる一方で、国際的な着床式洋上風力発電の導入進展によるスケールメリットの発現・国内におけるサプライチェーンの構築が進む観点から、これらに関連した意見はあるか。
- その他

## (参考) 落札制限の規定内容 (公募占用指針別添 6 より抜粋)

### 【公募参加者一者あたりの落札制限に関する事項】

第7章・第8章に記載する方法により、促進区域毎に価格評価と事業実現性評価を実施した結果、同一の公募参加者(※1)が、系統容量合計及び設置する発電設備容量合計のいずれも1GWを超える複数の促進区域において評価点(価格評価点と事業実現性評価点の合計をいう。以下同じ。)が1位であった場合には、以下の方法により事業者選定を行う。

(※1) 複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断について、**共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率(共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率)が1/2超の場合は同一性があると判断する**。なお、会社法で親子会社と定義される構成員については同一の構成員として判断を行う。またコンソーシアム・SPCの構成員にSPCがいる場合は、同一性の判断の対象には当該コンソーシアム・SPCの構成員となっているSPCの構成員を含める。

① 評価点1位の公募参加者と次点の公募参加者(※2)との点差が大きな区域から順に、**各区域の系統容量又は設置する発電設備容量のうち小さい方を順に足し合わせた容量の合計が1GW以上となるまで評価点1位の公募参加者に促進区域を割り当てる**(※3)。

(※2) 「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」については、他の促進区域で選定される公募参加者と能代港又は秋田港の利用重複が生じない次点の公募参加者とする。

(※3) 優先順位が決まらない場合(点差が同じ場合)は、設備容量の大きな区域を優先して割り当てる。

② 各区域の系統容量又は設置する発電設備容量のうち小さい方を順に足し合わせた容量の合計が1GW以上となった時点において、落札上限に達したと判断し、当該参加者による、**残る応札海域の応札提案は無効とする**。

# (参考) 複数区域同時公募時の落札制限のイメージ

第16回合同会議 資料3  
(2022年10月14日)

【次点との点数差が大きい区域から1GW上限まで割当て際の流れ】

	区域A(0.7GW)			区域B(0.5GW)			区域C(0.3GW)		
	事業実現性評価	② 価格評価		事業実現性評価	価格評価		事業実現性評価	① 価格評価	
コンソーシアムα	110	合計230	120	100	合計220	120	95	合計215	120
コンソーシアムβ	100	合計200	100	100	合計210	110	—	—	—
コンソーシアムγ	90		80	105		70	—		—

## 【コンソーシアム・SPCの同一性判断事例】

【事例1】

共通する構成員：  
A・B (100%)  
⇒同一コンソ

【事例2】

共通する構成員：  
A・B・C (100%・70%)  
⇒同一コンソ

【事例3】

共通する構成員：  
A (70%・60%)  
⇒同一コンソ

【事例4】

共通する構成員：  
A (50%・50%)  
⇒同一コンソではない

海域①

コンソーシアムα  
・構成員A (51%)  
・構成員B (49%)

海域①

コンソーシアムα  
・構成員A (40%)  
・構成員B (30%)  
・構成員C (30%)

海域①

コンソーシアムα  
・構成員A (70%)  
・構成員B (20%)  
・構成員C (10%)

海域①

コンソーシアムα  
・構成員A (50%)  
・構成員B (30%)  
・構成員C (20%)

海域②

コンソーシアムβ  
・構成員A (49%)  
・構成員B (51%)

海域②

コンソーシアムβ  
・構成員A (30%)  
・構成員B (15%)  
・構成員C (25%)  
・構成員D (30%)

海域②

コンソーシアムβ  
・構成員A (60%)  
・構成員D (40%)

海域②

コンソーシアムβ  
・構成員A (50%)  
・構成員D (25%)  
・構成員E (25%)

備考1：会社法で親子会社と定義される構成員については同一の構成員として判断を行う。

備考2：構成員にSPCがいる場合は、同一性の判断の対象は当該SPCの構成員とする。